

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

(デジタルみやぎ推進課)

一

○知事指定薬物の指定

(薬務課)

一

○家畜伝染病の発生

(家畜防疫対策室)

一

○保安林の指定施設要件の変更の予定

(森林整備課)

二

○公有水面埋立ての埋立権の放棄の意思表示

(港湾課)

二

○土地区画整理組合の定款変更の認可

(都市計画課)

三

○都市計画事業の事業計画変更の認可

(都市環境課)

三

○事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者

(建築宅地課)

四

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(大河原地方振興事務所)

四

規 則

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十三号

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

ページ

告 示

○宮城県告示第五百十七号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

化学名 (二R,三R)ーニ(ベンゾ「d」[一、三]ジオキソールー五ーイル)ー三ーメチルモルフォリン、(二S,三S)ーニ(ベンゾ「d」[一、三]ジオキソールー五ーイル)ー三ーメチルモルフォリン及びそれらの塩類(通称名…三、四ーMDPM、三ーMDPM、三、四ーMethylenedioxypiphenmetrazine)

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

令和六年八月九日

○宮城県告示第五百十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和六年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

登米市

五 発生年月日

令和六年七月三十一日

六 患畜の取扱

法令殺

○宮城県告示第五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養かんよう

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百二十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により承認した、公有水面埋立について、次のとおり埋立権の放棄の意思表示があった。

令和六年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 放棄の意思表示があった埋立権の承認日及び承認番号

平成八年十二月二十六日付け宮城県（港整）指令第六号

平成十七年三月九日付け宮城県（港）指令第三号（設計概要変更）

二 意思表示を行った者の名称

国土交通省東北地方整備局

三 意思表示があった年月日

令和六年七月十九日

四 意思表示があった埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

宮城県石巻市潮見町一四番一に接する海浜地地先公有水面

(二) 区域

次の地点のうち①の地点から⑧の地点までを順次に結ぶ線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ線により囲まれた区域

①の地点 石巻港西防波堤の灯台（北緯三八度二四分二六・四秒、東経一四一度一八分四五・

- 三秒) から二七二度五二分〇六秒 二、三七〇・五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一七三度三〇分〇〇秒 二〇・〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二六三度三〇分〇〇秒 一一・二〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三五三度三〇分〇〇秒 四・六九メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二六三度三〇分〇〇秒 八・八〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三五三度三〇分〇〇秒 四・一一メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二六三度三〇分〇〇秒 二七〇・〇〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三五三度三〇分〇〇秒 一一・二〇メートルの地点

(二) 面積

三、三八二・六一平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宮城県石巻市潮見町一四番一及び雲雀野町二丁目一四番三に接する海浜地地先公有水面

(二) 区域

次の地点のうち⑦の地点から⑤の地点までを順次に結ぶ線及び⑦の地点と⑤の地点を結ぶ線により囲まれた区域

- ⑦の地点 石巻港西防波堤の灯台(北緯三八度二四分三六・四秒、東経一四一度一八分四五・三秒) から二八二度〇五分三三秒 二、一五一・一五メートルの地点
- ①の地点 ⑦の地点から一七三度三〇分〇〇秒 六二〇・〇〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二六三度三〇分〇〇秒 八九〇・〇〇メートルの地点
- ⑤の地点 ②の地点から三五三度三〇分〇〇秒 六二〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積

五五一・七九九・七五平方メートル

五 意思表示があった埋立地の用途

ふ頭用地

○宮城県告示第五百二十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

令和六年八月九日

一 組合の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

松島町初原土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城県仙台市青葉区中央三丁目二番一号

三 設立認可の年月日

令和五年四月二十八日

四 変更の内容

事務所の所在地

(変更前) 第五条 この組合の事務所は、宮城県仙台市青葉区中央三丁目二番一号に置く。

(変更後) 第五条 この組合の事務所は、宮城県宮城郡松島町初原字黒ヶ沢四番一に置く。

五 変更認可の年月日

令和六年八月五日

○宮城県告示第五百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

九・七・一号 海岸公園

三 事業施行期間

「昭和五十五年十月二十八日から令和九年三月三十一日まで」を「昭和五十五年十月二十八日から令和十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

令和四年三月二十二日宮城県告示第百八十九号の事業地に藤塚字東谷地、字牛道下、字屋敷、字松の西の各一部を加える。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第五百二十三号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により告示する。
 なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和六年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称
 株式会社愛幸不動産

二 代表者の氏名

中村 章久

三 事務所の所在地

東松島市牛網字駅前一丁目四十九番地十

四 免許年月日及び免許証番号

令和三年六月二日 宮城県知事(二)第六千二百九十六号

○宮城県告示第五百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、白石市土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和六年八月九日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 田 村 賢 治

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和六年七月一日	阿部 忠	白石市大平森合字清水田五一番地二	理事
令和六年七月一日	佐竹 勝	白石市福岡蔵本字中原四番地五	理事
令和六年七月一日	八島 孝夫	白石市越河字箒沢四九番地	理事
令和六年七月一日	山崎 廣	白石市寿山二十三番一〇三号	理事

二 退任した者

令和六年七月一日	山谷 清	白石市福岡長袋字陣場屋敷四八番地	理事
令和六年七月一日	平間 義春	白石市福岡深谷字明神五番地	理事
令和六年七月一日	日下 正彦	白石市福岡八宮字上ノ山九番地二	理事
令和六年七月一日	遠藤 友三郎	白石市大鷹沢三沢字落合九〇番地	理事
令和六年七月一日	小関 和弘	白石市旭町三丁目七番二号	理事
令和六年七月一日	佐久間 吉光	白石市越河五賀字西十番地	理事
令和六年七月一日	半田 仁	白石市郡山字弥陀内四番地	理事
令和六年七月一日	吉野 征四郎	白石市字堂場前一四三番地	理事
令和六年七月一日	佐久間 洋子	白石市福岡蔵本字西町二十七番地三	理事
令和六年七月一日	八嶋 洋子	白石市大鷹沢大町字大館二十三番地	理事
令和六年七月一日	村上 照夫	白石市大平中目字中屋敷前七三番地二	理事
令和六年七月一日	佐藤 一郎	白石市越河平字中妻二五番地二	理事
令和六年七月一日	佐藤 浩志	白石市福岡深谷字地蔵堂二二番地	理事
令和六年七月一日	半澤 長一	白石市小原字苗振一四番地	理事

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和六年六月三十日	阿部 忠	白石市大平森合字清水田五一番地二	理事
令和六年六月三十日	佐竹 勝	白石市福岡蔵本字中原四番地五	理事
令和六年六月三十日	八島 孝夫	白石市越河字箒沢四九番地	理事
令和六年六月三十日	山谷 清	白石市福岡長袋字陣場屋敷四八番地	理事

令和六年六月三十日	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日	令和六年六月三十日	
半澤長一	佐藤一郎	村上仁志	佐藤浩志	吉野征四郎	半田仁	安藤佳生	佐藤憲治	遠藤友三郎	日下正彦	志村文夫	山崎廣
白石市小原字苗振一四番地	白石市越河平字中妻二五番地二	白石市大平中目字桂坂八番地	白石市福岡深谷字地藏堂三二番地	白石市字堂場前一四三番地	白石市郡山字弥陀内四番地	白石市越河五賀字八幡六六番地一	三 白石市大平森合字森合沖一〇四番地	白石市大鷹沢三沢字落合九〇番地	白石市福岡八宮字上ノ山九番地二	白石市福岡深谷字地藏堂一一〇番地	白石市寿山二十三番一―一〇三号
監事	監事	監事	監事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事